

分類	項番	質問	答え
応募資格（一般）	1	団体の所在地は岸和田市内でなくてもよいか。	岸和田市外に所在する団体等も対象となりますが、「主たる活動の場が岸和田市内であること」や構成員に「市内在住、在勤、又は在学するもの」を含んでいることが要件となっています。活動実績や構成員については、団体等概要書（様式第4号）でお示してください。
応募資格（一般）	2	構成員全員の記載が必要か。また、名簿記載内容の証明は必要か。	団体等概要書（様式第4号）の裏面に任意の5名分の名簿を作成していただくだけでかまいません（応募資格である5名以上で構成されているか、市内在住者等が含まれているかを確認することが目的です）。また、名簿記載内容の証明するもの（身分証明書の写し、社員証の写し等）の提出は必要ありません。
応募資格（一般）	3	複数の団体と連携し、新たな団体（団体Aと団体Bがともに団体C）として応募する場合、新たに規約等を設ける必要があるか。	複数の団体が連携して応募する場合、新たに規約等を設けていただく必要はありませんが、応募時にはそれぞれの団体の規約等の写しを提供してください。ただし、事業実施時のみの一時的な連携ではなく、団体Aと団体Bが統合して正式に団体Cを設立するなどであれば、新たに規約等を設ける必要があるかと思しますので、その際は必要な設立手続きを行い、設立したうえで団体Cとして協賛事業に応募する場合は、団体Cの規約等の写しを提出してください。
応募資格（一般）	4	私は教会を運営している。地域住民のためにイベントを考えており、協賛事業に応募したいが、宗教法人に属し教会を運営することは宗教的活動にあてはまるか。	応募者（団体等）が宗教的活動を行っていれば、事業内容の如何にかかわらず、事業提案いただくことはできません。なお、お尋ねの「宗教法人に属し協会を運営すること」は、宗教的活動に該当すると考えます。
応募資格（高校生）	5	高校生部門の応募資格の3つの条件に該当すれば、複数の高校の高校生がグループを作って応募することも可能か。	必ずしも同一の高校内でグループを作る必要はありませんので、可能です。
応募資格（高校生）	6	1つの高校から複数のグループが応募することは可能か。	同一の高校から複数のグループが応募することは可能です。
応募資格（高校生）	7	クラス単位や部活動単位ではなく、任意（有志）で集まった高校生グループで応募しようと思うが、指導者兼責任者（成人）は、教員等に限られるのか。例えば、保護者や成人の高校OBなどを指導者兼責任者として据えることは可能か。	「指導者兼責任者（成人）」は教員等に限るものではありませんので、保護者等でも指導者兼責任者となることは可能です。ただし、事業実施にあたり、構成員や事業内容について指導や責任を負う役割ができる人としてください。
応募資格（高校生）	8	「指導者兼責任者（成人）」とあるが、「応募時点では未成年であるが、事業実施時には成人になる者」を指導者兼責任者とすることは可能か。	応募時点で成人である者を指導者兼責任者としてください。

分類	項番	質問	答え
応募資格（高校生）	9	応募時点では高校生5人以上で構成されているが、卒業などにより事業実施時に4人以下となる場合、構成員の補充は必須か。	「5名以上で構成されていること」が要件となっておりますので、必ず補充を行ってください。また、構成員に変更がある場合であって、事業提案時にご提出いただいた団体等概要書（様式第4号）裏面の名簿に変更がある場合は、団体等概要書（様式第4号）を再提出してください。
対象事業	10	事業実施にあたり、企画は応募者が行うが、当日の運営等を委託事業者に請け負わせてもよいか。	応募者が自ら企画し、実施する事業である必要があります。なお、事業の実施にあたって、委託事業者が業務を請け負う場合も、実施者はあくまで応募者が行っている（実施の主体は応募者であり、責任等は応募者が負う）と解されるため、委託内容の如何にかかわらず、請け負わせることは問題ないと考えます。
対象事業	11	オンラインを活用したイベントを行いたいと考えているが、補助対象事業となるか。	オンラインを活用した講演会等も対象事業になり得ると考えます。ただし、「市内において実施し、市内外の者が広く参加できる事業」である必要がありますので、どのような形でオンラインを活用するのか、どのような内容を検討しているかなど、事前に事務局にご相談ください。
対象事業	12	「物品の販売などを主な目的としている」ことは、「営利を主たる目的としている」ことに該当するとなっているが、生産に係る費用と販売による売上が均衡するなど、収支バランスが保たれるような事業計画であっても、補助対象事業にはならないということか。営利と非営利の境界はどこか。また、結果として想定以上に利益が出た場合はどうか。	例えば、原価100円の物品を500円で販売する、自社製品の販売のみを事業とする、イベント実施に係る費用を大きく上回ることを想定した入場料を設定する等は、「営利を主たる目的」としていると考えます。内容にもよりますが、イベントの際に適正な価格で物品を販売する、収支バランスを考慮して入場料やチケット代金を設定することは「営利を主たる目的」としていないと判断できると考えます。営利・非営利に明確な境界はありませんが、事業計画書（様式第2号）及び事業収支予算書（様式第3号）の内容から、営利かどうか、妥当かどうか、判断したいと考えます。なお、想定を超える入場者数になったなど、結果的に想定以上の利益が出た場合は、事業収支決算書（様式第13号）にて、その金額をお示しいただき、その内容をもって補助金交付額の決定を行います。
対象事業	13	「国、府、市等から別の補助金を受けて実施する事業」は対象外となっているが、事業ではなく、団体に対して補助金等を受けている場合は対象になるのか。	国等から補助金等の交付を団体として受けていても、当該事業に対する交付でなければ対象事業となり得ます。また、民間からの補助金等であれば、当該事業に対して補助金等を受けていても対象事業となり得ます。ただし、その場合は、当該補助金等を収入として計上してください。
対象事業	14	国、都道府県、市町村以外の、例えば財団等から補助金を受けている場合の取り扱いはどうか。	項番13のように、民間からの補助金等であれば、団体に対する交付であっても、当該事業に対する交付であっても、対象事業となり得ます。ただし、その場合は、当該補助金等を収入として計上してください。
対象事業	15	同一団体から、複数の事業を提案することは可能か。	1団体につき1事業の提案としてください。ただし、項番3のように複数の団体が連携して事業を行う場合は、別途提案していただくことが可能です。
対象事業	16	従来から実施している事業は対象となるか。	既存事業の場合、市制施行100周年を記念して拡充し、事業内容を追加したものであって、それが明確に区分できる事業であれば対象となりますので、事業計画書（様式第2号）にその内容を具体的に示してください。ただし、その場合、事業やイベントの総事業費ではなく、拡充した部分の経費の補助対象経費が補助の対象となります。

分類	項番	質問	答え
対象事業	17	高校生部門についても、今後継続的に行う事業又は従来から実施している事業であって拡充させた事業でなければ提案できないのか。	高校生部門の場合は、必ずしも「今後継続的に行う事業」や「従来から実施している事業であって拡充させた事業」である必要はありません。なお、高校生部門については、審査において「審査基準F」を含めずに審査を行います。よって、今後継続的に行う事業等であるからといって審査上の評価が上がるわけではありません。
対象事業	18	市外の人を事業の対象者としてもよいか。	市外の人を対象とすること自体は問題ありません。ただし、「市内において実施し、市内外の者が広く参加できる事業」である必要がありますので、市内の人も参加できる事業としてください。
対象事業	19	事業は1日だけの実施でいいのか、例えば、「〇〇センターまつり」を7日間実施、6月から8月まで月1回ずつ実施など、一定期間行ったほうがよいか。	令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間での実施であれば、日数や回数は問いません。
対象事業	20	事業名に市内の神社・寺等の名称が入っていたり、境内等で行うイベントは、宗教的活動にあてはまるか。	祭祀、宗教行事として行う場合や、布教活動を目的とした事業である場合は、宗教的活動とみなし、対象外とします。お尋ねの場合のように、宗教的活動を行っていない団体が主催者となり、単に神社・寺等の名称が入っていたり、神社・寺等の敷地内で行うイベントであって、上記のような宗教的活動に該当しない事業であれば、問題ありません。
補助対象経費	21	オンラインショップで消耗品を購入したが、領収書の発行がない。請求書、支払明細書、納品書などで領収書の代用をすることは認められるか。	当該団体が購入したことが確実に証明できる支払明細書等であれば、領収書の代用としていただいてもかまいませんが、領収書の発行が可能なものについては原則発行してもらってください。なお、個人名義でのクレジットカード決済の明細書等では、当該団体が購入したことを証明できないので、代用はできません。
補助対象経費	22	領収書を失くしてしまったが、購入店に確認したところ再発行はできないという。領収書がなければ補助対象経費とはならないか。	領収書がなければ、補助対象経費とすることはできません。ただし、項番21のように、当該団体が購入したことが確実に証明できる支払明細書等で代用することも可能です。
補助対象経費	23	事業実施にあたり、臨時でアルバイトを増やしたが、アルバイト雇用に係る経費は補助対象経費となるか。	事業実施のために必要なアルバイト雇用に係る経費であれば、補助対象経費となります。なお、事業実施の有無にかかわらず雇っている被雇用者の人件費は対象経費とはなりません。
補助対象経費	24	事業を実施するうえで、「事業収支予算書（様式第3号）」に計上していない経費を支出した。補助対象経費になるか。	当該経費が補助対象経費に該当するものであれば、事業収支予算書（様式第3号）に計上されていなくても、補助対象経費として計上できますので、事業収支決算書（様式第13号）に記載してください。なお、当該費用が計上されたことにより、補助対象経費が増えたとしても、補助金の交付決定額が増額するものではありません。

分類	項番	質問	答え
補助対象経費	25	事業実施に必要な備品の購入費は、補助対象経費とならないのか。またその理由は何か。	備品については、事業実施完了後も団体において継続的に使用できることから、当該事業実施に係る必要経費とはいえず、補助対象経費にはなりません。
補助対象経費	26	講師等への謝礼の支払証明は、振込明細書で事足りるか。	金融機関を介した振込の場合は、振込明細書を支払証明とみなします。また、現金で手渡す場合は、受領書（相手方の署名入り等）を発行するなどしてください。
補助対象経費	27	報償費について、高すぎれば補助対象経費として認められないなど、謝礼の相場や基準はあるのか。	相手方の社会的地位や学位、知名度、また講演内容等により報償費は異なると考えられるので、事務局としては相場や基準はありません。必要に応じて相手方と協議のうえ、適正な金額を決定してください。
補助対象経費	28	講師等が自家用車にて移動する場合、ガソリン代や高速料金等は、補助対象経費の旅費に含まれるか。また、タクシーで移動する場合は、タクシー代は旅費に含まれるか。	ガソリン代は、補助対象事業に使用した部分のみを特定することが難しいため、対象とはなりません。ただし、高速料金やタクシー代については、領収書等があれば、対象とすることが可能です。
補助対象経費	29	補助対象経費の使用料及び賃借料に「会場使用料、機器借上料」とあるが、イベント実施時の会場使用料以外に、事業実施に係る打合せ会場・会議室等の使用料、音響設備の借上料は含まれるか。	事業実施にあたって必要な経費と考えられますので、補助対象経費とすることが可能と考えます。
補助対象経費	30	飲食費は補助対象外経費になるとあるが、飲食を伴うイベントに係る飲食費も補助対象外経費となるのか。	料理講座などのイベントに伴う食材費は消耗品費として補助対象経費に計上することが可能です。
応募方法	31	会則に団体の目的や活動内容が記載されているが、「団体等概要書（様式第4号）」にも記入しなければいけないのか。「会則参照」等と記入してもよいか。	お手数ですが、規約等に該当項目内容の記載がある場合も、団体等概要書（様式第4号）への記入をお願いします（「会則参照」等とはしないでください）。また、規約等の記載内容よりも具体的に記入できる場合は、具体的に記入してください。
応募方法	32	高校生部門で応募しようと考えているが、今回協賛事業に応募するためにグループを作ったため、特段の活動実績はないが、審査で不利になるのか。	審査基準A～G（なお、高校生部門についてはFを含みません。）に、直接的に活動実績を評価する項目はありませんので、活動実績がないことがマイナスに評価されることはありません。ただし、審査基準Eで、「団体等の意欲や熱意」を評価するにあたり、活動実績が考慮される場合もあり得ると考えます。
応募方法	33	「団体等概要書（様式第4号）」の連絡先について、電話番号やメールアドレスは、携帯電話のものでもよいか。	連絡先については、しっかりと連絡が取れるものであれば、個人の携帯端末や社用の携帯端末等でも問題ありません。なお、事務局から電話やメールが受信できるよう、着信拒否設定や受信拒否・許可設定などは適切に行ってください。

分類	項番	質問	答え
応募方法	34	二次募集等の追加募集はあるか。	追加募集は予定していません。
審査方法	35	審査基準Gの感染症対策について、国や府、市からの要請や対策方法に準じているだけでは評価されないのか。	審査基準Gでは、事業実施のうえで適切かつ十分な感染症対策が講じられているかを評価します。必ずしも対策方法に独自性を持たせる必要はありませんが、少なくとも、厚生労働省等が推奨する感染症対策は行っていただく必要があると考えます。そのうえで、必要に応じて、事業内容に応じた適切な感染症対策を講じていただくべきと考えます。
審査方法	36	審査基準A～Gに、優先順位はあるか（Aの評価が高いほうが有利等）。	審査基準に優先順位はありません。最終的には合計点での審査となります。
審査方法	37	審査基準をすべて満たす必要があるか。例えば、審査基準Aに該当しない（新規性のない）事業は提案してはいけないのか。	項番36でお示したように、審査基準に優先順位はなく、合計点で審査されるため、必ずしもすべての基準（ポイント）を満たしている必要はありませんが、左記の例のように新規性のない事業であれば、審査基準Aの評価は低くなります。
補助金交付申請 ・概算払い	38	採択後、交付申請前又は交付申請後であって交付決定前に、事業内容等に変更があり（補助対象経費が変更となり）補助金額が変更となる場合の手続きはどうすればよいか。また、補助金額は変わらないが事業内容に変更がある場合はどうか。	交付決定前に事業内容に変更がある場合は、補助対象経費及び補助金額の変更の有無にかかわらず、速やかに提案書類を差し替えていただく必要があります。なお、交付決定前に事業内容が変更となって補助対象経費が増額したからといって、補助金額が増額されることはありません。また、元々の提案内容で審査され採択された事業ですので、大幅な事業内容の変更は認めかねます。
補助金交付申請 ・概算払い	39	概算払いでは、一般部門は交付決定額の2分の1以内とあるが、請求できる額（例えば、交付決定額が50万円の場合、1円から25万円までのいくらとするか）は申請者が決められるのか、実行委員会での決定か。また、高校生部門の場合は、必ず全額での受け取りとなるのか。	概算払いが可能な範囲（一般部門は交付決定額の2分の1以内、高校生部門は交付決定額の全額）内であれば、申請者において金額を指定することが可能です。概算払い請求の際に金額をご指定ください。
実施に係る留意事項	40	協賛事業のPRについて、広報物に指定の文言や100周年記念のロゴマーク、キャッチフレーズは必ず記載しなければならないか。	市民の皆さまの共通理解につなげるため、必ず使用してください。
実施に係る留意事項	41	事業内容変更に伴い補助対象経費が増額した。変更手続きを行えば補助金の増額は認められるか。	事業内容の変更等に伴い補助対象経費が増額した場合であっても、交付決定額から補助金額が増額することはありませんので、ご了承ください。



分類	項番	質問	答え
実施に係る留意事項	42	事業内容について、応募時と大幅な変更をしたいが、変更手続きを行えば認められるか。	応募時の提案内容で対象事業として相応しいか否かの審査をしていますので、イベント内容がまったく異なる、周年記念事業の趣旨から逸脱するなど、大幅な変更は変更手続きをしていただいたとしても承認できかねます。事業実施にあたり、大幅な変更が必要であれば、提案いただいた事業の取下げ（中止の手続き）をお願いする場合があります。ただし、変更内容の大小に明確な線引きはありませんので、個別に事務局にご相談ください。
実施に係る留意事項	43	当初、補助金対象経費が140万円で、補助金交付決定額70万円のうち、2分の1の35万円を概算払いにて受け取り済みであるが、事業内容に変更が生じ、補助金対象経費が120万円となった。最終的に補助金額は60万円に確定することになるかと思うが、60万円の2分の1は30万円であるため、概算払いにて受け取った35万円のうち5万円を一旦返還しなければならないのか。	お尋ねのような場合、補助金交付額の確定後、60万円から概算払い済みの35万円を相殺した25万円を交付しますので、5万円を一旦返還いただく必要はありません。なお、事業内容が変更となる場合は、変更手続きを必ず行ってください。
実施に係る留意事項	44	「団体等概要書（様式第4号）」裏面の名簿に記載した構成員に変更が生じた（任意で記載した5人の中から退職者が出た等）が、「団体等概要書（様式第4号）」の再提出は必要か。変更手続き用の様式などがあるのか。	名簿に記載された構成員に変更が生じた場合は、変更手続き用の様式はありませんので、項番9と同様に、「団体等概要書（様式第4号）」を再提出してください。
事業終了後の手続き	45	実績報告後、補助金の支払いまでの期間はどれくらいか。	おおむね1か月を目途に交付します。
交付決定の取消 ・補助金返還	46	天災地変その他のやむを得ない（主催者の責めに帰さない）理由により、（実行委員会会長からの依頼ではなく）主催者の判断により事業実施直前又は実施当日に中止することとなった。事業進捗状況に応じた補助金の交付はあるか。	実行委員会会長からの依頼に応じたものでなくても、主催者の責めに帰さない事由による中止であれば、事業進捗状況に応じた補助金の交付を行います。
事業スケジュール	47	採択されるのが令和4年3月末とのことであるが、提案した事業の実施は令和4年度早々を予定している。もっと早い段階で審査結果を知ることはできないのか。	提案事業の採択は令和4年3月末に行われるため、事前に審査結果をお知らせすることはできませんので、ご理解願います。
その他	48	事業実施の翌年度（令和5年度）以降の補助はあるか。	市制施行100周年を記念して行う協賛事業ですので、補助金の交付は当該年度のみです。なお、一般部門については、審査基準Fにおいて、「補助金に頼らず、今後も継続して事業を行っていく意志」が評価されます。

分類	項番	質問	答え
その他	49	高校生グループAを一般部門に該当する団体Bが支援して事業実施する場合、実施主体はあくまで高校生であるため、指導者兼責任者に団体の構成員を位置づけし（又は、教員等が指導者兼責任者となり、Bはあくまで後方支援という立場になって）、高校生部門として応募することは可能か。また、高校生グループAと一般部門に該当する団体Bがともに主体となって事業実施する場合は、A・Bが連携した新たな団体Cとして、一般部門で応募すればよいか。	お見込みのとおり、前者であれば高校生部門として応募でき、また後者であれば一般部門での応募となります。なお、高校生部門は、指導者兼責任者を除く構成員は高校生のみで構成されていることが応募資格要件となっておりますので、後者の場合に高校生部門で応募することはできません。
その他	50	事業実施にあたり、市も協力してもらえるか。	協賛事業は、提案した団体が主催者となり主体的に事業実施することを想定しているため、事業に関する直接的な協力はいたしません。ただし、のぼり旗などのPR物品の貸出や市ホームページ等におけるイベント情報の掲載等の支援はいたします。
その他	51	事業が不採択となった場合、会場のキャンセル料等はどうなるのか。	団体にてご負担をお願いします。